

# 水道だより

令和3年4月発行

山都町環境水道課

山都町浜町6番地

TEL.0967(72)4002

## 違法な水道配管（クロスコネクション）になっていませんか？

違法な配管（クロスコネクション）は、社会的に重大な事故を引き起こしかねません。指定給水装置工事事業者はもちろん、水道をご利用のお客様にもご理解とご協力をお願いします。

### クロスコネクションとは？

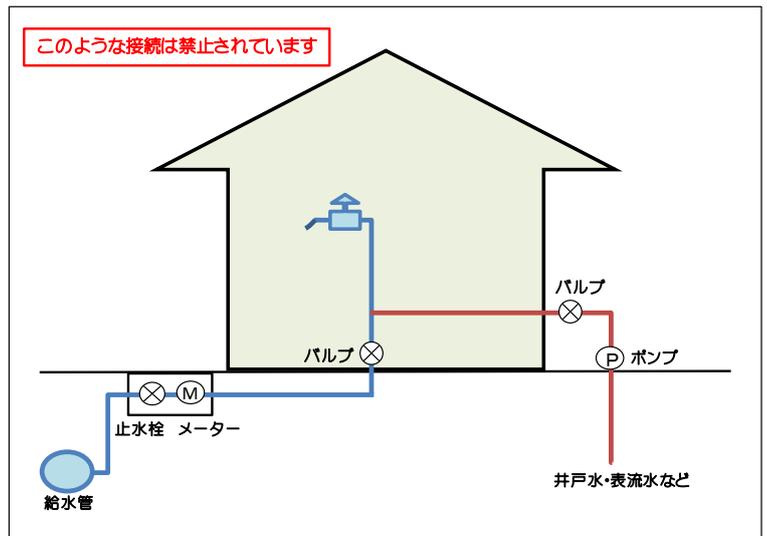
『町の水道管』と『井戸水など水道以外の管』が直接つながっている状態のことをいいます。バルブ（止水栓）や逆流防止弁を設置して使用している場合も該当し、管が直接つながっていなくても、水道の蛇口と井戸水などの蛇口がホースなどで繋がった場合も同様となります。

### 禁止されている理由

町の水道管と井戸水などの水道以外の管が直結されているとバルブの故障や操作不良などにより水道管に水道水以外の水が逆流する場合があります。

もし、水道水以外の水が汚染（濁水、細菌等）されていた場合、広範囲に健康被害を及ぼす恐れがある

ため、水道水の安全性を確保するという公衆衛生上の観点から、水道法により固く禁止されています。



### クロスコネクションを発見した場合

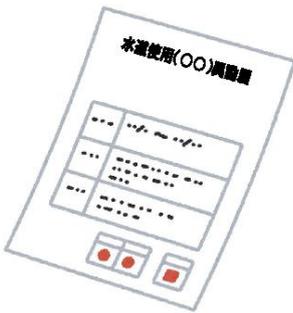
クロスコネクションを発見した場合、速やかにクロスコネクションの解消（物理的切り離し）を実施するよう指導しますが、すぐに改善されない場合は、水道法および山都町水道事業給水条例に基づき、水道の給水を停止することがあります。

また、法令に基づき罰則（懲役5年以下または罰金100万円以下）が発生する場合があります。

## 開栓や閉栓を希望される方は、事前に申請書の提出が必要です！

山都町営の水道のご利用を開始または終了される利用者、山都町水道区域内で引越しをされる利用者の方は、事前に『水道使用異動届』の提出が必要です。山都町では土日祝日および年末年始の閉庁日には異動届の受理およびメーターの設置等は一切行なっていません。異動を希望される 3 日前までには環境水道課または各支所担当係にて異動手続きをお願いします。

なお、町外等により閉庁日の手続きが困難な場合は事前に役場までご相談下さい。



## メーターボックスの適正な管理をお願いします！

メーターボックスは、水道使用量を確認する水道メーター機器が設置されています。毎月月初旬に担当の検針員がお伺いして水量を確認し、毎月の水道使用量による料金を請求しています。また、メーターボックス内には止水栓があり（ボックスの外にある場合もあります）、漏水時や長期不在などの場合、その止水栓を閉めることによって水を止めることができる大事な役割があります。

なお、水道メーターは計量法により有効期限が 8 年と定められており、有効期限が近い水道メーターは順次取替を行なっています。

メーターボックスおよび水道メーターは、検針や機器の取替だけでなく、漏水を発見することも出来る大事なものです。これらの作業を効率よくするために、次のことにご協力下さい。

- メーターボックスの上には植木鉢やタイヤなど、物を置いたり、車や二輪車を駐車したりしない。
- メーターボックスや出入口の付近に犬を繋いだり、庭に放し飼いはしない。
- 家屋の増改築等でメーターボックスが床下になるなど検針が難しくなると予想される場合は、事前に役場の担当に相談する。
- メーターボックスの中やその周辺は、いつもきれいにする。



### 水道使用料金のお支払は『口座振替』が便利です

#### ★納め忘れがなく確実です

お客様のご指定預金口座から毎月自動的に引き落としされますので、納め忘れがありません。

#### ★納付する手間が省けます

役場や金融機関の窓口で納付する時間が省けますので、お忙しい方にはとても便利です。

#### ★手続きは簡単です

お申込は、町内の金融機関および役場窓口に申込用紙を配備していますので、必要箇所にご記入・押印（通帳印）のうえ、ご指定の金融機関へご提出下さい。なお、申込の手続きや引き落としには手数料はかかりません。

### 令和 2 年度 滞納による給水停止件数

# 20 件

令和 3 年 3 月末現在

#### ※給水停止とは

水道料金が数ヶ月にわたり未納である場合、また 1 月でも未納額が高額な水道使用者に対し、閉栓キャップ装着やメーター撤去により水道を一時的に使用できなくすることです。